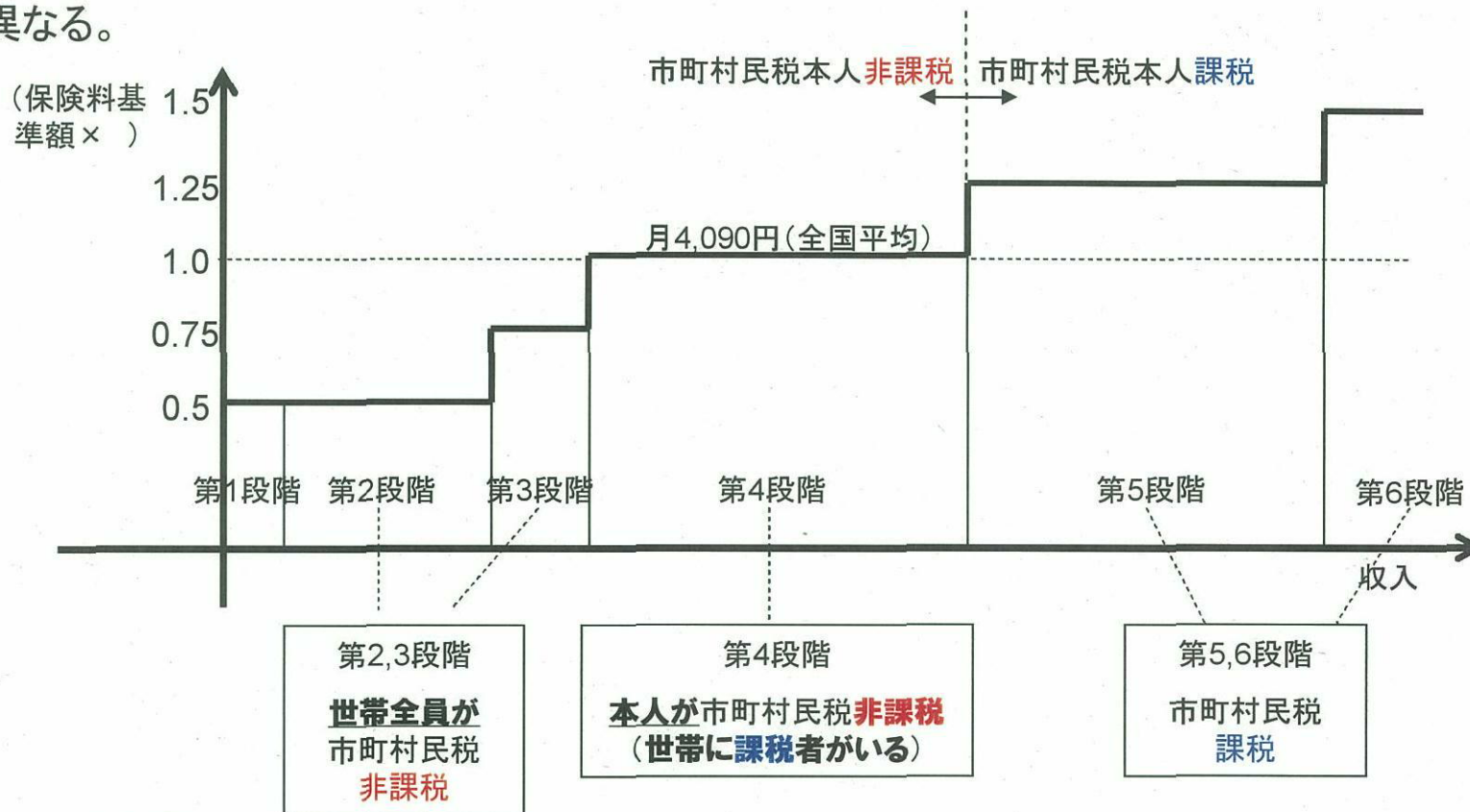


賦課単位(世帯・個人)等について (保険料)

(1) 現行制度について(世帯概念関係)

① 段階別定額制における世帯概念

現行の段階別定額制において、本人が市町村民税非課税であっても、世帯に課税者が居るか否かによって保険料段階は異なる。



② 世帯主の連帯納付義務

普通徴収に係る保険料の納付義務者は、介護保険法第132条において、第1号被保険者本人とされ、さらに、徴収の確実性を期すため、世帯主及び配偶者の一方が連帯納付義務者とされている。

※介護保険法上の「世帯」の解釈

世帯の概念について、介護保険法上の規定はないが、住所の場合と同様に一義的には住民基本台帳法にいう世帯(世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位をいう。)をもって介護保険法上の世帯となる。